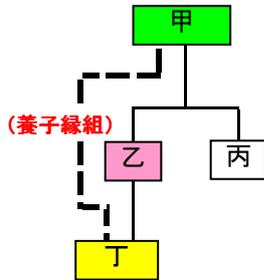


二重資格の相続人となる事例

養子縁組や婚姻などによって、次のような二重の相続資格が発生する場合があります。

事例1 祖父母(甲)が孫(丁)を養子にしたとき



①乙が甲の死亡以前に死亡している場合

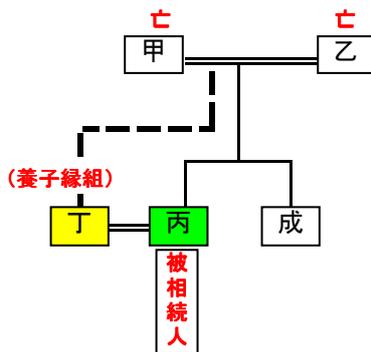
甲の相続に関して、丁は、「養子としての祖族資格」と「乙の代襲相続人としての相続資格」が競合する。

②甲が乙の死亡以前に死亡している場合

乙の相続に関して、「乙の子としての相続資格」と「乙の兄弟姉妹としての相続資格」が重複する。

(この場合は、順位を異にする相続資格の並存であるため、「子としての相続」が認められるだけで相続人間の相続分は変わらない。)

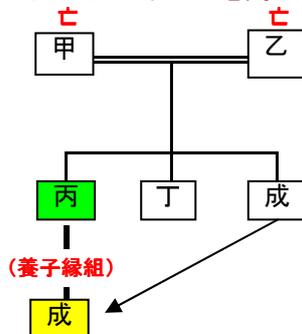
事例2 実子(丙)と養子(丁)が結婚したとき



<親である甲・乙が、丙の死亡以前に死亡している場合>

丙の相続に関し、丁は「丙の配偶者としての相続資格」と「兄弟姉妹としての相続資格」が競合する。

事例3 兄(丙)が弟(成)を養子にしたとき



<親である甲・乙が、丙の死亡以前に死亡している場合>

丙の相続に関し、成は「養子としての相続資格」と「兄弟姉妹としての相続資格」が個別に考えられる。

(この場合は、順位を異にする相続資格の並存であるため、「子としての相続」が認められるだけで相続人間の相続分は変わらない。)